



紅葉が山を彩る美しい季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向 ▶▶▶▶▶

① 化審法運用通知における第一種特定化学物質の取扱いを改正（厚生労働省・経済産業省・環境省）

厚生労働省・経済産業省・環境省は10月6日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（化審法運用通知）を一部改正し、運用通知3-4「不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱い」の条文について、これまで第一種特定化学物質が副生成物として微量に含まれる場合に限定されていた記載を、不純物として含まれる場合に適用される記載に変更した。本改正により、不純物として第一種特定化学物質を含有している可能性がある、使用済プラスチックを原料の一部として作られたプラスチック再生材にも本運用通知が適用され、利用可能な最良の技術（BAT: Best Available Technology/Techniques）の原則に基づく報告が必要となる場合がある（所定の報告様式あり）。その他、既存化学物質等の範囲の明確化及び定義の見直し等が行われた。本改正は、公布日から令和9年4月1日にかけて段階的に施行される。

もっと詳しく▶

[経済産業省（第一種特定化学物質規制に関する情報（不純物関係））](#)

[経済産業省（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（一部改正・新旧対照表）（令和7年10月6日））（PDF）](#)

② 濃度基準値設定物質を追加（厚生労働省）

厚生労働省は、労働安全衛生規則第577条の2第2項に規定される厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準に、新たにアクリル酸2-エチルヘキシル等78物質を定めるとともに、濃度基準値の一部改正を行う旨を10月8日に告示した。令和8年10月1日から適用となる。これに伴い、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」も一部改正され同日付で公示した。

もっと詳しく▶

[厚生労働省（「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について）（PDF）](#)

③ 水質基準に関する検査方法等の改正案を公示（環境省）

環境省は10月1日、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（案）」を公表した。本改正案はペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が「水質管理目標設定項目」から水質基準項目へ引き上げられたことを受けたものであり、水道水の検査方法告示等が改正され、PFOS・PFOAの分析法が新たに規定される。本改正案は令和8年4月1日適用となる。

もっと詳しく▶

[e-Gov（水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（案）等に関する御意見の募集について）](#)

海外動向 ▶▶▶▶▶

① POPs条約残留性有機汚染物質検討委員会第21回会合（POPRC21）開催（ストックホルム条約事務局）

ストックホルム条約（POPs条約）の残留性有機汚染物質検討委員会第21回会合（POPRC21）が9月29～10月3日にイタリアのローマで開催された。本会合では、条約対象物質の検討として、ポリ臭素化ジベンゾ-*p*-ジオキシン及びジベンゾフランについて更なる情報収集を行い、引き続き検討することが決定されたほか、個別の適用除外に関する検討として、中鎖塩素化パラフィン（MCCPs）の適用除外となる含有割合及び個別の適用除外等について、会期間作業グループの設置と報告書の作成を進めること等が決定された。

もっと詳しく▶

[経済産業省（ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第21回会合（POPRC21）が開催されました）](#)
[環境省（残留性有機汚染物質検討委員会第21回会合（POPRC21）の結果について）](#)

② 「One substance, one assessment（OSOA）」パッケージの最終文書を採択（欧州議会）

欧州議会は10月21日、EU法規全体にわたる化学物質安全性評価を合理化するための3つの提案から構成される「One substance, one assessment（OSOA）」パッケージの最終文書を採択した。このパッケージはEUの持続可能性のための化学物質戦略（CSS）の一環であり、ECHA（欧州化学物質庁）、EFSA（欧州食品安全機関）等のEUの化学物質関連機関間の協力強化、化学物質に関する共通データプラットフォームの構築等が含まれる。

もっと詳しく▶

[European Parliament（Chemicals: Parliament adopts simpler and more transparent assessment rules）](#)

お知らせ

ケミカルマテリアル Japan2025

第11回 化学物質管理ミーティングに出展します！

Chemical
Material Japan

11月27日(木)～28日(金) 10:00～17:00 @東京ビッグサイト

化学物質管理ミーティングは、化学物質管理にフォーカスした国内唯一のビジネスマッチングイベントです。

CERIは、化審法・安衛法・農取法・欧州REACH等に対応した安全性試験、SDS・ラベル作成、QSAR等による有害性予測、PFAS等の第一種特定化学物質の分析、製品リスク評価等の支援メニューを紹介します。

ブースでは各専門家が個別の質問にもお答えします。

※来場には事前登録が必要です。[こちら](#)から登録の上、ぜひご来場ください！

📍出展社セミナーを開催します

11月27日(木) 13:50～14:30 A会場

これであなたも迷わない！化審法大攻略 基礎&指摘対応編 ～申請のコツ、教えます～

本セミナーでは、化学物質管理に関わる皆さまへ、化審法申請の基本から実務に役立つポイントまでをご紹介します。化審法申請の必要性、申請プロセス、安全性評価の流れ等をわかりやすくお伝えするとともに、申請時によくある指摘事項や資料作成の注意点についても、具体的な事例を交えて紹介します。終了後、ブースにおいて、個別のご相談も承ります。

これから化学物質管理を担当する方から既に経験がある方まで、幅広く役立つ内容です。日々の業務に役立つヒントをお届けしますので、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

📍出展ブースでもミニセミナーを行います (各回 15分程度) @CERI 出展ブース (M-02)

11月27日(木)

- 11:00～ POPs条約でどう変わる？国内規制のポイントをサクッと紹介 ～PFAS、塩素化パラフィン等を中心に～
- 11:30～ 製品中のPFAS、塩素化パラフィン等（化審法一特）の分析
- 13:00～ (Q)SARやリードアクロスによる有害性予測の活用方法 ～一般化学物質、化粧品等の評価でお困りの皆様へ～
- 15:00～ プラスチックの生分解性評価 ～EU REACHにおけるマイクロプラスチック制限の動向～
- 15:30～ SDS担当者必見！ ～2025年JIS改正の注目ポイント～

11月28日(金)

- 10:30～ SDS担当者必見！ ～2025年JIS改正の注目ポイント～
- 11:00～ 「どう選ぶ？動物を使わない皮膚刺激性/眼刺激性/皮膚感作性試験」
～これで区分が判定できる！in vitro試験の基礎と実際～
- 11:30～ 「そのサンプル、どの試験法がベスト？」 ～CERIが相談にのります！ 皮膚感作性試験編～
- 13:00～ そのGHS区分、本当？ ～製品サンプルで確かめる水生環境有害性評価のススメ～
- 14:00～ これであなたも迷わない！化審法大攻略 基礎&指摘対応編
～申請のコツ、教えます～ ダイジェスト
- 15:00～ POPs条約でどう変わる？国内規制のポイントをサクッと紹介 ～PFAS、塩素化パラフィン等を中心に～
- 15:30～ 製品中のPFAS、塩素化パラフィン等（化審法一特）の分析

詳しくは[こちら](#)（PDF ファイル、閲覧期限 2025 年 11 月 28 日）をご覧ください。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問合せください。



一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：福島、多田)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp